

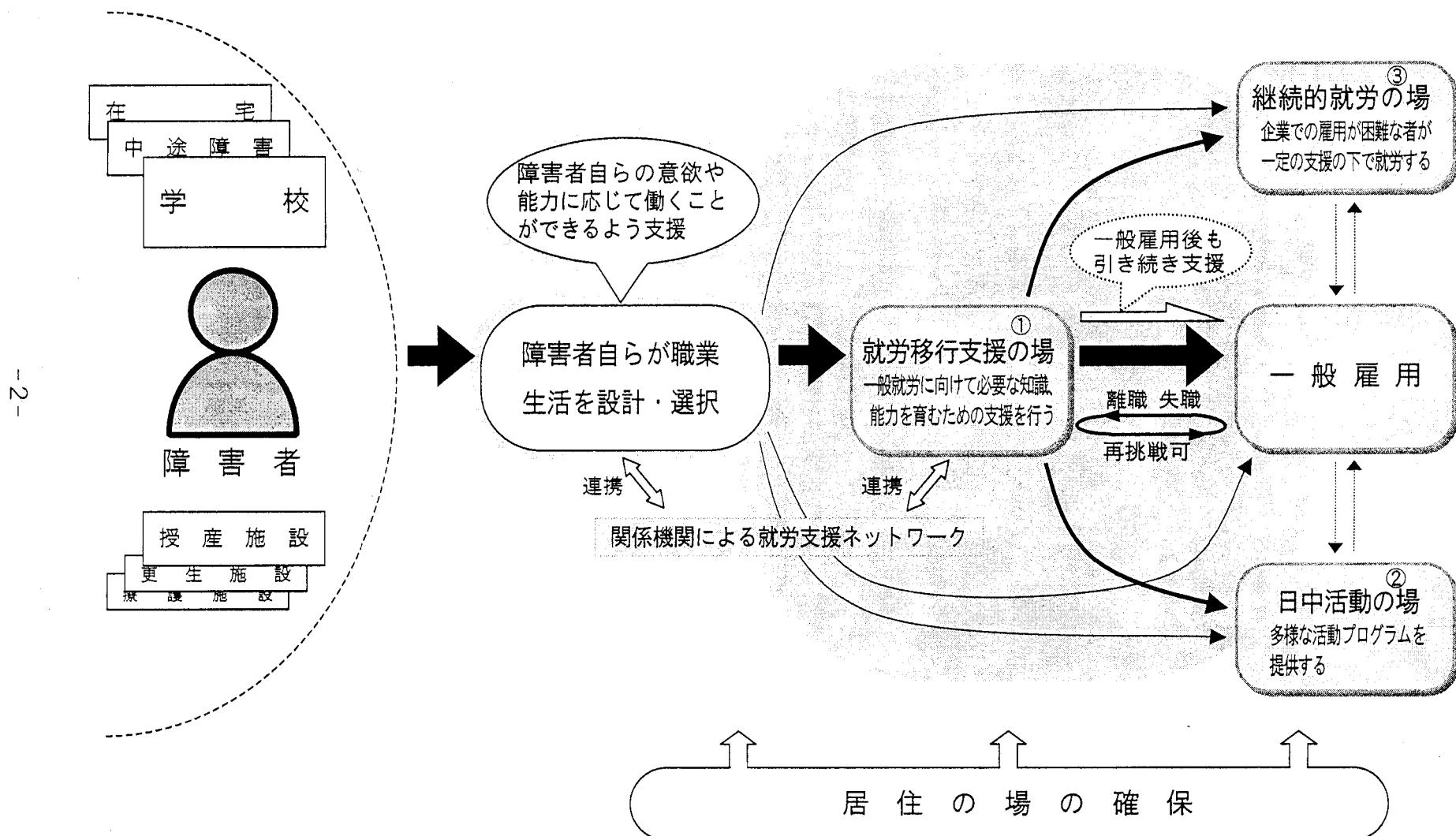
障害者の就労支援に関する今後の施策の方向性

障害者の就労支援に関する省内検討会議
平成16年7月9日

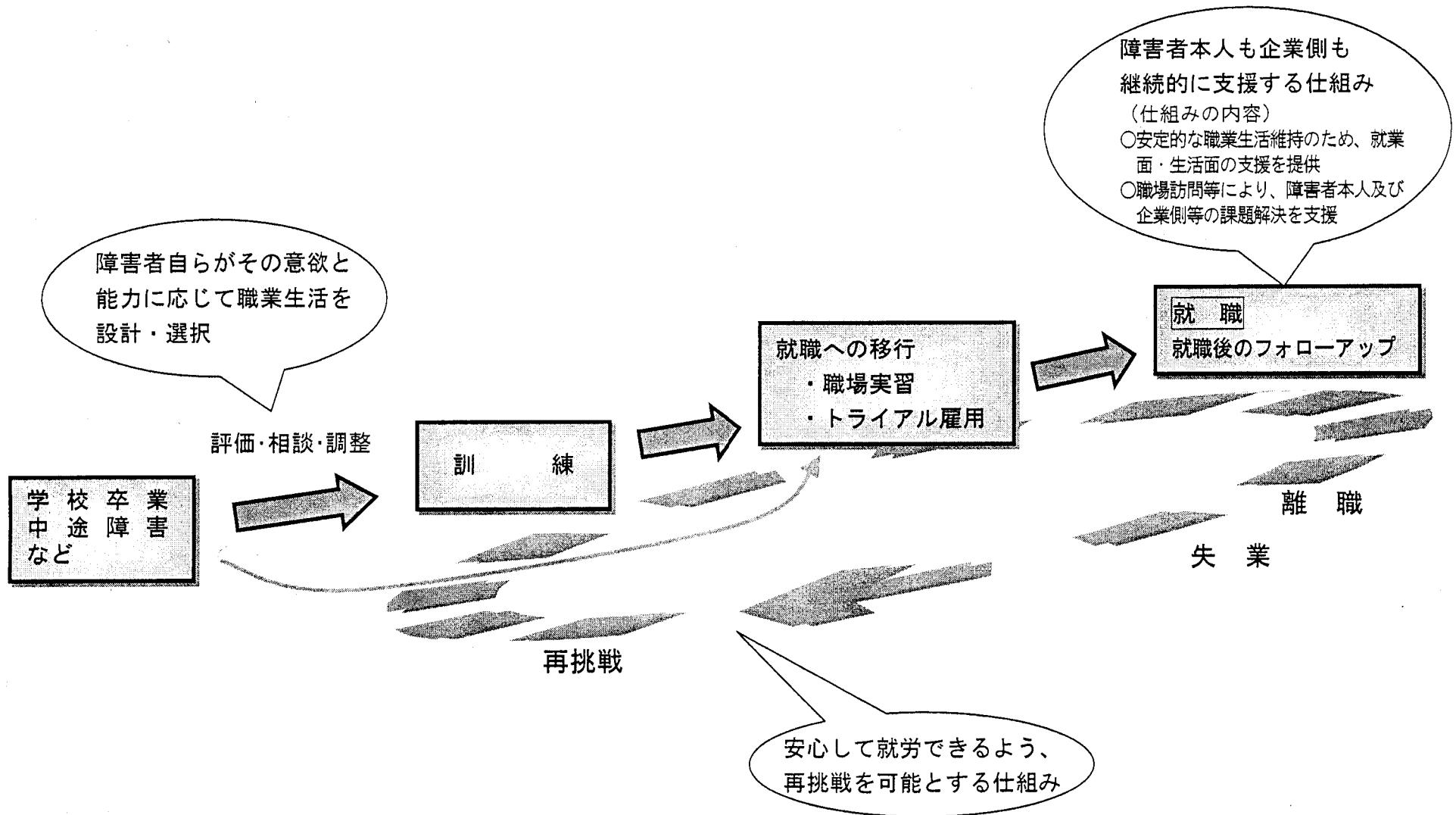
基本的考え方

- 障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）に基づき、障害者が地域で自立した生活を支援していくことは、厚生労働省として極めて重要な政策課題であり、この障害者の地域生活を支える重要な柱の一つが「就労支援」である。
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（骨太方針2004）においても「障害者の雇用・就労、自立を支援するため、在宅就労や地域における就労の支援、精神障害者の雇用促進、地域生活支援のためのハード・ソフトを含めた基盤整備等の施策について法的整備を含め充実強化を図る」とされたところである。
- 今後、これらの方針に基づき、福祉施設の体系の見直しや就労支援施策の充実強化を図ることにより、障害者が働く意欲と能力を高められるように支援するとともに、その意欲と能力に応じて働くようにしていくことが重要である。
- このため、福祉部門と雇用部門の連続性を確保し、福祉部門から一般就労への移行を円滑に行えるようにするとともに、障害者が自らの職業生活を設計・選択し、キャリア形成を図ることを支援する。
- このように、障害者が意欲と能力に応じて働くという観点に立って、授産施設等の福祉施設の体系を、その果たしている機能に着目して見直し、①一般就労に向けた支援を行う類型、②就労が困難な者が日中活動を行う類型、③企業での雇用が困難な者が一定の支援のもとで就労する類型の3類型とする。
- また、精神障害者に対する雇用率適用、在宅就業の支援、地域における就労の支援など、多様な働く場を確保するための施策の充実・強化を図るとともに、労働市場におけるミスマッチ解消、就職後のフォローアップ等による就労の安定・継続等の施策を強化するほか、離職した場合の再挑戦を可能とする施策の充実を図る。
- 以上について、法的整備を含めその充実強化を図る。

新たな障害者の就労支援策の流れ



障害者の企業雇用に向けてのステップ

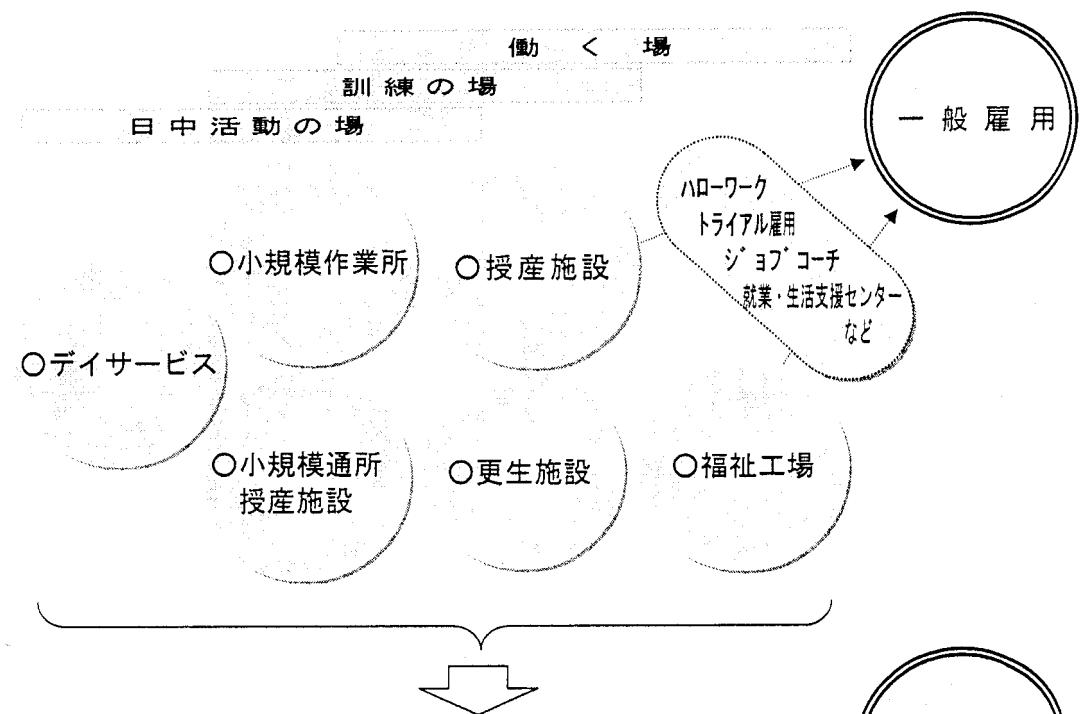


福祉部門から一般就労への移行支援施策の確立

現 行

(福祉部門の課題)

- 1 盲、聾、養護学校高等部卒業者の進路は、2割が就職、6割弱が施設・医療機関
- 2 施設体系の見直しの必要性
 - ・施設種別が縦割りで複雑であり、機能も混在化している
 - ・社会資源として未だ充分でなく、かつ、地域的に偏在
 - ・福祉工場が増えている一方で、小規模作業所は急増している
- 3 授産施設で多額の工賃を得ても、労働法規の適用がない

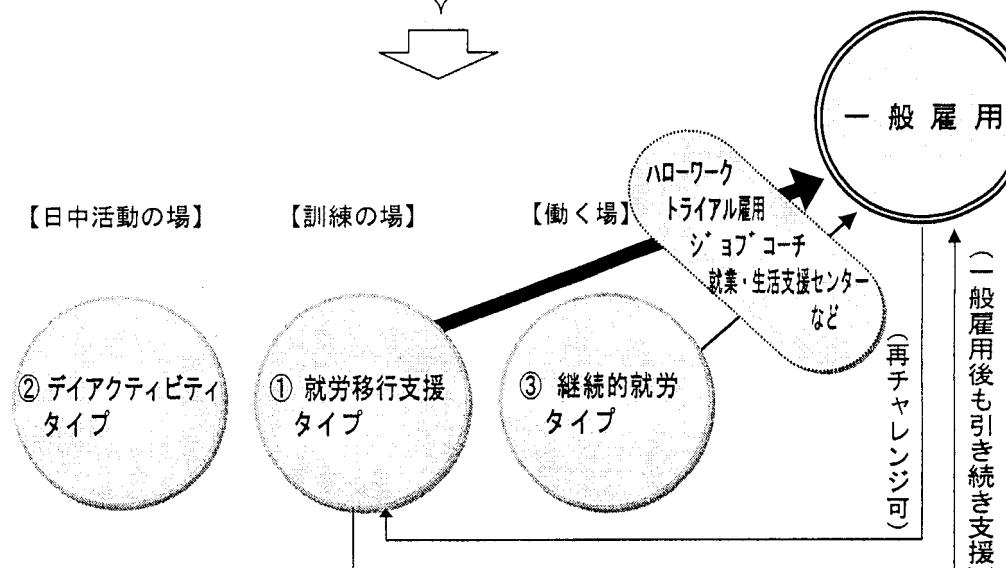


施策の方向

〈基本コンセプト〉

- 1 一般雇用・在宅就労の支援の強化（送り出し施設のフォローなどの充実、離職した障害者が戻り、再挑戦ができる仕組み）
- 2 働く場の拡大
- 3 雇用施策と連動した社会福祉施設の再編と機能強化、デイサービス（デイケア）事業等との役割分担の明確化

以上のような仕組みにより、障害者が安心して働けるようにするとともに、企業も安心して障害者を雇用できるようにする



授産施設等の福祉施設の体系見直し後の形態

基本的な考え方

- ① 施設を実際に果たしている機能に応じて再編成し、機能や実績に応じた費用体系とする
 - ② 障害者自身のニーズや就労能力に応じて、それに相応しい機能の施設を利用できる仕組みとする
 - ③ 就労能力が高まった者を次のステップへ移行することを促す仕組みについて検討
 - ④ 人口規模の小さい市町村等での対応も含め、地域特性を踏まえた柔軟な運営が可能となるようにする。このため、小規模・多機能化を可能とする仕組みの導入や、障害種別による施設類型をなくすことを検討
 - ⑤ 入所施設については、住まいとしての機能と、日中訓練を行う場としての機能を分けて評価することを検討
- ※ 施設体系全体の見直しの中で、更生施設や療護施設などについても、授産施設等と同様に機能による再編成を別途検討

	①就労移行支援タイプの施設	②日中活動の場（ティアクティビティタイプ）	③継続的就労タイプの施設
目的	一般就労に向けた支援を行う場を提供	障害者の状態や職業能力からみて、就労が困難な者が日中活動を行う場を提供	企業等での雇用が困難な障害者が、労働者として働く場を提供
見直しの方向性	1 一般就労に向けて必要な知識、能力を育むための支援を実施 2 就職に結びつけるための支援を行うとともに、就職後のフォローアップを行うため、ジョブコーチによる就職先の職場での支援や、就労移行支援タイプの施設と障害者就業・生活支援センターの併設等により、就職後の障害者の就業面、生活面の一体的な支援を行う。 3 離職した障害者が就労移行支援タイプの施設に戻り、一般就労に向けて再挑戦ができる仕掛け	○ 複数の標準的なプログラムを作成し日中活動を行うことにより、障害者自身をエンパワメントする仕組みとする	1 現行の福祉工場より人員基準等の規制を緩和する 2 利用者は、公共職業安定所の職業紹介によることとするなど、公共職業安定所との連携を図ることを基本に検討